船橋市里親制度運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第６条の４に定める里親の家庭養育の運営基準を定め、もって、里親による保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（法第６条の３第８項に規定する要保護児童、以下「要保護児童」という。）の養育の適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

（里親制度の意義）

第２条　里親制度は、家庭での養育に欠ける児童等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解をもった家庭環境を与えることにより、愛着関係の形成など児童の健全な育成を図るものである。

（通則）

第３条　本制度の実施については、この要綱に定めるもののほか、法、児童福祉法施行令（昭和２３年政令第７４号。以下「政令」という。）、児童福祉法施行規則（昭和２３年厚生省令第１１号。以下「規則」という。）、里親が行う養育に関する最低基準（平成１４年厚生労働省令第１１６号。以下「最低基準」という。）、里親制度運営要綱（平成１４年９月５日付け雇児発第０９０５００２号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）、「里親委託ガイドラインについて」（平成２３年３月３０日雇児発０３３０第９号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）、「里親及びファミリーホーム養育指針」（平成２４年３月２９日雇児発０３２９第１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別添６）その他関係法令及び関係通知等の定めるところによる。

（里親制度の運営）

第４条　船橋市児童相談所長（以下「児童相談所長」という。）は、里親について必要と思われる事項につき、船橋市長（以下「市長」という。）に報告しなければならないものとする。

２　児童相談所長は、関係機関と緊密に連絡を保ち、里親制度が円滑に実施されるように努めることとする。

（里親の種類）

第５条　里親の種類は、養育里親、養子縁組里親、親族里親及び専門里親とする。

（養育里親）

第６条　養育里親の定義

　養育里親は、要保護児童を養育することを希望し、かつ以下の要件を満たす者のうち、里親名簿に登録されたものをいう。

　なお、法令上、養育里親は、専門里親を含むものとして規定されているが、この要綱においては専門里親を除く養育里親を単に養育里親という。

２　養育里親の認定等

（１）養育里親の要件

　養育里親は、次に掲げる要件に該当する者でなければならない。

ア　規則第１条の３５に規定する要件を満たすこと。

イ　法第３４条の２０第１項の規定に該当しないこと。

ウ　本人又はその同居人が次のいずれにも該当しないこと。

（ア）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号、以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。））に該当する者。

（イ）自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。））又は暴力団員を利用するなどしている者。

（ウ）暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

（エ）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

（オ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

エ　児童の養育に関し、虐待等の問題がないと認められること。

オ　家庭及び住居の環境が、児童の保健、教育その他の福祉上適当なものであること。

カ　養育里親を希望する動機が児童の最善の福祉を目的とするものであること。また、里親制度が社会的養護であることを理解し、里親支援機関等と協働が可能であること。

（２）希望者の申請

　養育里親となることを希望する者（以下「養育里親希望者」という。）は、市長に対し、児童相談所長を経て「里親申請書」（別記第２号様式）に必要書類を添付して提出しなければならない。

　なお、養育里親の申請は、養育里親研修修了後２年以内にしなければならない。

（３）認定

ア　養育里親の申請があった場合、児童相談所長は、直ちに児童福祉司等を養育里親希望者の家庭に派遣し、調査を行った上、「里親申請者一覧表」（別記第１号様式）を作成し、その適否を明らかにした上で里親申請書を添えて、市長に送付しなければならない。

イ　市長は、里親申請書の送付を受けた時は、法第８条及び政令第２９条の規定により、

船橋市児童福祉審議会里親部会（以下「審議会」という。）の意見を聴くとともに第６条第２項第１号の要件等に基づき、認定又は認定しない旨の決定をするものとする。
ウ 市長は、イにより養育里親として認定したときは、里親申請者に対し、「里親認定登録通知書」（別記第５号様式）を、認定しないときは「里親申請却下通知書」（別記第６号様式）を、児童相談所を経て、速やかに交付するものとする。
（４）認定の取り消し
市長は、養育里親が次に掲げるもののいずれかに該当するに至ったときは、審議会の意見を聴いて、当該養育里親の認定を取り消すことができる。
ア 要件のいずれかに該当しなくなったことが判明したとき。
イ 市長に対する必要な届出を怠り、又は虚偽の届出をしたとき。
ウ 委託児童の養育に関し、最低基準に違反したとき。
エ 不正な手段により認定を受けたとき。
オ 委託児童の養育に関する児童相談所長の指導に従わないとき。
カ 養育里親から、「里親再認定等に関する届」（別記第３号様式）により、認定取り消しの申請があったとき。
（５）登録
ア 養育里親に対する児童の委託は、養育里親として登録を受けたものについて行う。
イ 市長は、（３）により認定されたものについては、里親名簿に登録するものとする。
ウ 登録の消除
市長は、次のいずれかに該当するときは、養育里親の登録を消除しなければならない。
（ア）登録の有効期間が満了したとき。
（イ）認定が取り消されたとき。
エ 登録事項の修正
登録を受けている養育里親について、認定を取り消した場合や登録を消除した場合は、里親名簿に次に掲げる事項を附記するものとする。
（ア）認定を取り消した場合は、その旨並びにその理由及び処分年月日
（イ）登録を消除した場合は、その旨並びにその理由及び処分年月日
オ 登録の変更
養育里親は、登録を受けている次の事項に変更が生じたときには、里親登録事項変更届（別記第４号様式）にて遅滞なく児童相談所長を経て市長に届け出なければならない。
（ア）家族構成（死亡、独立、離婚等）
（イ）主たる生計維持者の職業
（ウ）住所又は本籍地
（エ）その他、児童の養育を委託するにあたり支障を及ぼすおそれがある事由。
（６）登録の更新等
ア 市長は、登録の更新又は再認定を行う場合には、児童相談所長に当該里親の養育里親

継続の意思や家庭状況等を調査させるものとする。この場合において、原則として必要な研修を修了しており、最低基準に規定する資格要件に著しい変動のないものについては、審議会に報告し、再認定を行い、登録の更新をするものとする。ただし、資格要件に著しい変動があること等により、登録の更新又は再認定を行うことが不適当であると認められるおそれがある者については、審議会の意見を聴いて、その可否を決定しなければならない。

なお、研修については、養育里親の登録の有効期間中の里親委託状況を鑑みて、その一部を免除することができる。

イ 里親名簿内の養育里親の登録は、５年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失う。

ウ 里親名簿内の養育里親の登録の更新は、養育里親の更新を希望する者が、市長に対し「里親再認定等に関する届」（別記第３号様式）を提出することにより行うものとする。

エ 市長は、養育里親の登録更新や再認定をしたときは、「里親再認定登録更新通知書」（別記第７号様式）によりその旨を養育里親に通知するものとする。

オ 市長は、登録の更新又は再認定を不適当と決定したときは、養育里親の登録を消除するとともに、「里親再認定登録更新申請却下通知書」（別記第８号様式）により、その旨を当該里親に通知するものとする。

（７）再登録

ア　養育里親からの申し出により、２年間を限度とした登録取り消しを行い、登録取り消しの期間中である里親については、再登録を行うことができる。

イ　アの規定は、再登録の手続きについて準用する。

（養子縁組里親）

第７条　養子縁組里親の定義

養子縁組里親は、要保護児童を養育すること及び養子縁組によって養親となることを希望し、かつ次に掲げる要件を満たす者のうち、里親名簿に登録されたものをいう。

２ 養子縁組里親の認定等

（１）養子縁組里親の要件は、養育里親の規定を準用する。

（２）希望者の申請

養子縁組里親希望者は、市長に対し、児童相談所長を経て、「里親申請書」（別記第２号様式）に必要書類を添付して提出しなければならない。

（３）認定及び認定の取り消しについては、養育里親の規定を準用する。

（４）登録及び登録の更新等

市長は、(３)により認定されたものについては、里親名簿に養子縁組里親として登録するものとする。その他については、養育里親の規定を準用する。

（親族里親）
第８条　親族里親の定義
　親族里親は、要保護児童を養育することを希望し、かつ次に掲げる要件を満たし、里親名簿に登録されたものをいう。
（１）要保護児童の扶養義務者（民法（明治２９年法律第８９号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）及びその配偶者である親族であること。
（２）要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態となったことにより、これらの者による要保護児童の養育が期待できないこと。
２　親族里親に対する児童の委託は、親族里親の認定を受けた者について行い、親族関係のない他の児童は委託しないものとする。
３　親族里親の要件
親族里親の要件は、養育里親の要件を準用する。ただし、規則第１条の３５に定められたもののうち、「経済的に困窮していないこと。」及び「養育里親研修を修了したこと。」という要件は親族里親については適用しない。
４　親族里親への委託の対象となる児童の要件
（１）要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態となったことにより、当該児童を養育できない状況にあること。
（２）親族里親の制度を適用しなければ、その親族が経済的に困窮するなど、生計を維持することが困難となってしまう場合等にあること。
５　親族里親の認定等
（１）希望者の申請
　親族里親希望者は、市長に対し、児童相談所長を経て、「里親申請書」（別記第２号様式）に必要書類を添付して提出しなければならない。
（２）認定については、養育里親の規定を準用する。
（３）市長は、（２）により認定されたものについては、里親名簿に親族里親として登録するものとする。
（４）認定等の取り消し
　親族里親については、当該児童の委託が解除された段階で、その認定及び登録も取り消すものとする。

（親族による養育里親）
第９条　親族による養育里親の定義
　親族による養育里親は、要保護児童を養育することを希望し、かつ次に掲げる要件を満たし、里親名簿に登録されたものをいう。
（１）委託児童の親族であり、かつ扶養義務のない親族であること。（委託児童からみて

３親等以上の親族であること。また、家庭裁判所により委託児童の扶養義務を設定されていないこと。）
（２）要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態となったことにより、これらの者による要保護児童の養育が期待できないこと。
２　親族による養育里親に対する児童の委託は、親族による養育里親の認定を受けた者について行う。親族関係のない他の児童の養育は委託しないものとする。
３　親族による養育里親の要件
　親族による養育里親の要件は、養育里親の要件を準用する。ただし、規則第１条の３５に定められたもののうち、「経済的に困窮していないこと。」という要件は適用せず、「養育里親研修を修了したこと。」という要件では、当該研修においては相当と認められる範囲で研修科目の一部を免除することができるものとする。
４　親族による養育里親への委託の対象となる児童の要件
　親族里親の要件を準用する。

（専門里親）
第１０条　専門里親の定義
　専門里親は、２年以内の期間を定めて、要保護児童のうち、児童虐待の防止に関する法律（平成１２年法律第８２号。以下「児童虐待防止法」という。）第２条に規定する児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童、非行のある若しくは非行に結び付くおそれのある行動をする児童、又は身体障害、知的障害若しくは精神障害がある児童を養育する養育里親であって、里親名簿にその旨を登録されたものをいう。
２　専門里親の要件
　専門里親は、第６条第２項第１号養育里親の要件のほか、次に掲げる要件に該当する者とする。
（１）次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
ア　里親名簿に養育里親として登録されている者であって、養育里親として３年以上の委託児童の養育の経験を有する者であること。
イ　３年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めた者であること。
ウ　市長がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認定した者であること。
（２）「こども家庭庁長官が定める研修」に係る告示に基づいて船橋市が実施する研修（以下「専門里親研修」という。）の課程を修了したこと。
（３）委託児童の養育に専念できること。
３　希望者の申請等
（１）専門里親希望者は、市長に対し、児童相談所長を経て、「里親申請書」（別記第２号様式）に必要書類を添付して提出しなければならない。

なお、専門里親希望者の申請は、専門里親研修修了後２年以内にしなければならない。
（２）専門里親希望者の認定、認定の取り消し、登録、登録の更新、登録の消除、登録事項の修正及び市長への届出に関する事項については、養育里親の規定を準用する。

（最低基準等の向上）
第１１条　市長及び児童相談所長は、法第２７条第１項第３号の措置又は措置の変更をしようとするときは、児童福祉施設の長、児童及びその保護者の意見を十分聴き、里親制度の活用を図るように努めるものとする。
２ 市長は、審議会の意見を聴き、その監督に属する里親に対し、最低基準を超えて、その養育の内容を向上させるように指導又は助言することができる。
３ 里親は、最低基準を超えて、常にその行う養育の質を向上させるよう努めなければならない。

（里親への委託及び解除）
第１２条　児童相談所長は、児童を里親に委託する場合、里親と委託する児童との適合等が重要であるため、里親支援機関等と連携し、児童のアセスメントや里親と児童の調整をした上で、当該児童に最も適合する里親に委託するよう努めるものとする。また、その児童がこれまで育んできた人的関係や育った環境などの連続性を考慮し、委託するよう努めるものとする。
２ 里親に乳児又は幼児を委託する場合には、児童相談所長は、保護者に対し、母子健康手帳を里親に渡すよう指導すること。また、児童又は児童の保護者が母子健康手帳の交付を受けていない場合には、里親に対し交付を受けるよう指導すること。
３ 児童相談所長は、里親に委託された児童について、家庭復帰、養子縁組若しくは社会的自立等により里親委託が必要でなくなった場合又は里親委託を継続し難い事由が発生した場合には、里親委託を解除することができる。
この場合、児童福祉の観点から慎重に審査の上、行うものとする。
４ 委託児童の年齢
（１）里親が養育する児童の年齢は、１８歳未満とする。
（２）前号の規定にかかわらず、児童相談所長が当該委託児童及びその保護者の状況を勘案して必要と認めるときは、法第３１条第２項の規定に基づき当該委託児童が満２０歳に達する日までの間、養育を継続することができる。
（３）児童の年齢が１８歳を超えた場合においても、一時保護中に１８歳に達した者及び施設入所等の措置中に１８歳に達した者については、委託を受けることができる。
５ 養育する委託児童の人数の限度
（１）里親が同時に養育する委託児童及び当該委託児童以外の児童の人数の合計は、６人(委託児童については４人)を超えることができない。

（２）専門里親として同時に養育する対象児童の人数は、２人を超えることができない。
６　委託児童を養育する期間の限度
（１）専門里親が被虐待児等を養育する期間は、当該委託児童の養育を開始した日から起算して２年を経過する日までの間を超えることができない。
（２）前号の規定にかかわらず、児童相談所長が当該委託児童及び保護者の状況を勘案して必要と認めるときは、当該期間を更新することができる。
７　再委託の制限
　里親は次に掲げる場合を除き、委託児童を他の者に委託してはならない。
（１）児童相談所長が、里親からの申請に基づき、当該里親の心身の状況等にかんがみ、当該里親が養育する委託児童を、一時的に他の者に委託することが適当と認めるとき。
（２）前号に掲げる場合のほか、児童相談所長が特にやむを得ない事情があると認めるとき。

（里親等への指導）
第１３条　市長は、委託児童に対して適切な社会的養育を行うため、必要に応じて、児童相談所、里親、児童委員、児童福祉施設、福祉事務所などによる養育チームを編成し、会議を開催するなど、児童の養育について協議し、里親の行う養育の向上に努めるものとする。
２　児童相談所長は、里親への指導に関して、養育上必要な事項及び指導を担当する児童福祉司、児童委員等（以下「指導担当者」という。）に必要な助言を行うものとする。
３　児童相談所長は、自立支援計画を里親に提示するに当たっては、里親に対し、委託児童の養育において里親の果たすべき役割について説明しなければならない。
４　児童相談所長は、連絡先の教示など児童が児童相談所や審議会に相談しやすい体制の整備に務めるものとする。
５　児童相談所長は、里親に対し、指導担当者を定期的に訪問させるなどにより、児童の養育について必要な指導を行うものとする。
６　児童相談所長は、指導担当者に定期的に児童の保護者と連絡させるなど、児童の家庭復帰が円滑に行われるよう努めるものとする。
７　指導担当者は、訪問等により里親に対し指導した事項を児童相談所長に報告するものとする。
８　指導担当者は、児童の養育に関して必要な指導を行ったにもかかわらず、里親がこの指導に従わない場合は、児童相談所長を経て、市長に意見を添えて報告するものとする。

（研修）
第１４条　市長は、現に児童を委託している里親のみならず児童を委託していない里親に対しても、児童の養育方法等の研修を行い、また、研修を受けるよう指導するものとす

る。

（里親の行う養育の原則）
第１５条　里親が行う児童の養育は、法等の規定に基づき、誠実に行わなければならない。
２ 里親の行う養育は、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、委託児童の自立を支援することを目的として行われなければならない。
　里親は、前項の養育を効果的に行うため、市が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。
３ 里親は、児童に対して、実親のこと等適切な情報提供を適切な時期に行うこと。その際は、児童相談所と十分な連携を図ること。
４ 里親は、児童の養育について研修や助言を受け、又は自己評価を行うなどにより、養育の質の向上に努めなければならない。
５ 里親は、児童と保護者との通信、面会、一時帰宅等については、児童相談所との協議の上、児童の最善の利益にかなう方法で行うこと。
６ 里親は、児童の養育に関して問題が生じ又は生じるおそれがある場合及び児童の養育についての疑問等は速やかに指導担当者に連絡するとともに、児童相談所等の公的機関又は民間団体に相談を行い、児童が健全に育成されるよう努めること。
７ 委託された児童に対する虐待及び監護・教育に関する権限の濫用の禁止
　里親は、委託児童に対し、被措置児童等虐待その他委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならず、また法第４７条第３項の規定により監護及び教育に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならないこと。また、里親又はその同居人による委託児童への虐待は、法第３３条の１０から第３３条の１６までに規定する被措置児童等虐待に関する施策の対象となること。
８ 給付金として支払を受けた金銭の管理
　里親は、委託児童に係るこども家庭庁長官が定める給付金（以下この項において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。
（１）当該委託児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この項において「委託児童に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
（２）委託児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
（３）委託児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
（４）当該委託児童の委託が解除された場合には、速やかに、委託児童に係る金銭を当該

委託児童に取得させること。

（児童を平等に養育する原則）
第１６条　里親は、委託児童に対し、自らの子若しくは他の児童と比して、又は委託児童の国籍、信条若しくは社会的身分によって、差別的な養育をしてはならない。

（就学させる義務）
第１７条　里親は、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する保護者に準じて、委託児童を就学させなければならない。また、委託児童に対し、学校教育法の規定に基づく義務教育のほか、必要な教育を受けさせるよう努めなければならない。

（健康管理等）
第１８条　里親は、常に委託児童の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らねばならない。
２　委託児童への食事の提供は、当該委託児童の栄養の改善及び健康の増進を図るとともに、その日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うことを目的として行わなければならない。
３　里親は、委託児童の使用する食器その他の設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

（自立支援計画の遵守）
第１９条　里親は、児童相談所長があらかじめ当該里親並びにその養育する委託児童及びその保護者の意見を聴いて当該委託児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該委託児童の養育を行わなければならない。

（秘密の保持）
第２０条　里親は、正当な理由なく、その業務上知り得た委託児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

（記録の整備）
第２１条　里親は、里親委託児童経過報告書（別記第９号様式）を整備しておかなければならない。
２　養育里親、養子縁組里親及び親族里親は、児童の養育について、適宜記録をつけなければならない。
３　専門里親は、要約的な記録をつけ、必要な場合には叙述的な記録をつけなければならない。

（苦情の対応）
第２２条　里親は、その行った養育に関する委託児童からの苦情その他の意思表示に迅速かつ適切に対応するため必要な措置を講じなければならない。
２　里親は、その行った養育に関し、市長から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

（市長への報告）
第２３条　里親は、市長からの求めに応じ、次に掲げる事項に関し、定期的に報告を行わなければならない。
（１）委託児童の心身の状況
（２）委託児童に対する養育の状況
（３）その他市長が必要と認める事項
２　里親は、次に掲げる事項が生じた場合は、遅滞なく事故等発生報告書（別紙第１０号様式）を、児童相談所長を経て市長に届出なければならない。
（１）委託児童について事故等が発生したとき
（２）病気その他やむを得ない事由により当該委託児童の養育を継続することが困難となったとき

（関係機関との連携）
第２４条　里親は、委託児童の養育に関し、児童相談所、里親支援機関、当該委託児童の通学する学校その他の関係機関と密接に連携しなければならない。
２　家庭環境の調整への協力
　専門里親は、児童相談所長が児童家庭支援センター、里親支援機関、児童委員、福祉事務所等の関係機関と連携して行う委託児童の家庭環境の調整に協力しなければならない。

（里親制度の運用について）
第２５条　１人の里親希望者について、異なった種類の里親を重複して認定して差し支えない。
２　知識、経験を有する等児童を適切に養育できると認められる者については、必ずしも配偶者がいなくても、里親として認定して差し支えない。
３　里親養育に関する不調は委託児童に心理的な傷を与える危険があるので、地域の関係機関と連携を図り、委託に際しては支援体制を確立すること。
４　虚弱な児童、身体障害の児童、知的障害の児童等を里親に委託する場合には、知識、経験を有する等それらの児童を適切に養育できると認められる里親に委託すること。
５　児童を里親に委託する場合、政令第３０条の規定に基づき、児童福祉司等の中から１

人を指名して当該里親の指導をさせるとともに、必要に応じて、法第２７条第１項第２号の規定に基づき、児童委員に、児童福祉司等と協力して、当該里親の指導をさせること。
６ 児童を里親に委託する場合、里親に対し、指導担当者の名前を記載した書類を、交付すること。
７ 里親に委託されている児童の保護がより適切に行われると認められる場合には、児童に通所施設における訓練指導を受けさせることができる。
８ 現に児童を養育している里親に、更に他の児童の養育を委託する場合には、指導担当者の意見を聴いて、児童を委託すること。
９ 児童が兄弟姉妹である等必要と認められる場合には、同時の措置によって、１の里親に対して２人以上の児童を委託して差し支えない。
１０ 児童相談所長は、児童福祉施設と密接な連携をとり、その実情に精通するとともに、当該施設において入所保護を受けている児童のうち里親委託を適当とする児童がいた場合には、その児童につき必要な調査、判定を行うものとする。
１１ 養育里親への委託
（１）養育里親への委託については、児童の保護者に対し、養育里親と養子縁組里親との違いを丁寧に説明し、長期に委託する場合や数週間や１年以内など短期間委託する場合など、ニーズに応じた多様な里親委託ができることを説明し、理解を得ること。
（２）養育里親に短期間委託する場合には、児童の生活環境の変化を最小限に抑える観点から、児童相談所長は必要な調査をした上、できるだけ当該児童の保護者の居住地近くに居住する養育里親に委託する。
（３）短期間の委託を行う場合、緊急を要するケースが予想されるので、児童委員、社会福祉主事等からの電話連絡等による仮委託として処理するなど、弾力的な運用に配慮する。なお、児童相談所長は、仮委託後速やかに児童の状況、保護者の状況等を調査し、養育里親への正式な委託の措置に切り替える。また、仮委託のみで終了した場合は、緊急の保護を必要とした事例とみなして、委託一時保護として処理する。
１２ 養子縁組里親への委託
養子縁組里親に対して児童を委託する際には、当該養子縁組里親と永続的な関係性を築くことが当該委託児童にとって最善の利益となるように配慮すること。また、養子縁組が成立した者に対しても、里親支援機関等により相談等の支援を行う。
１３ 親族里親への委託
（１）親族里親への委託は、要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態となったことにより、 これらの者による当該児童の養育が期待できない場合（虐待や養育拒否により養育が期待できない場合や精神疾患により養育できない場合等を含む）において、当該児童の福祉の観点から、家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、扶養義務者及びその配偶者である親族に当該児童の養育を委託する。ただし、実親がある場合は、実親による

養育の可能性を十分に検討しなければならない。
（２）要保護児童の扶養義務者及びその配偶者である親族が里親希望者である場合、まず親族里親としての委託を検討すること。
１４　専門里親への委託
（１）専門里親へ委託することが適当な児童の判断は、当該児童が虐待等の行為により受けた心身の有害な状況の程度等を見極め、児童相談所が慎重に行うこと。
（２）委託児童は、様々な行動上の問題を起こす場合がある。このような場合、児童相談所は関係機関の協力を得て、委託児童と専門里親との間を十分調整した上で委託を行い、その後のフォローアップに努めること。
（３）専門里親に対し２人目の児童を委託する場合（1 人目、2 人目のいずれか又は双方が専門里親としての委託である場合を含む）は、1 人目の児童の状態が十分に安定し、2 人目の委託について当該児童の同意（納得）が得られている時期、又は 1 人目の児童の家庭復帰に向けた準備や調整が本格化した時期に実施することが望ましい。

（他の都道府県等間との連絡）
第２６条　都道府県及び他の政令指定都市・中核市・児童相談所設置市との連絡については、里親制度運営要綱（平成１４年９月５日付け雇児発第０９０５００２号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)、第１３に即して行うものとする。

（費用）
第２７条　法第２７条第１項第３号の規定により児童を里親に委託した場合の措置に要する費用については、別の定める基準に基づき支払うものとする。
　ただし、偽りその他不正の手段により認定を受けていた場合、または、この要綱の第６条第２項第１号ウに該当することが判明した場合等には、費用の全部又は一部を取り消すことがある。

附 則　この要綱は、令和８年７月１日から施行する。

第1号様式　　里親申請者一覧表

<table>
<tr><td>既登録番号</td><td colspan="2">希望する里親の種類</td><td colspan="5">児童相談所長の意見</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">養育　・　養子縁組　・　親族　・　専門</td><td colspan="5">適　・　不適</td></tr>
<tr><td rowspan="10">里親希望者</td><td>住所</td><td colspan="6">船橋市</td></tr>
<tr><td rowspan="2">氏名（ふりがな）
性別　・　年齢</td><td colspan="3">①</td><td colspan="3">②</td></tr>
<tr><td colspan="3">（　　）・（　　）歳</td><td colspan="3">（　　）・（　　）歳</td></tr>
<tr><td>健康状態</td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>職業</td><td colspan="3"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>経済状態</td><td colspan="6">世帯収入：　　円（内訳：　　）
支出：
貯金：
ローン：月　　円</td></tr>
<tr><td>住居の状況等</td><td colspan="6">持家・借家（アパート・マンション）・その他（　　）
敷地　　㎡　　建物　　㎡　　間取り：
保育園：　　小学校：　　中学校：</td></tr>
<tr><td>申請の動機
（養育・養子縁組里親の両方を登録する場合は下段に理由を記載）</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>養育方針</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>希望する里子の年齢等</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">同居人の状況</td><td></td><td>続柄</td><td>年令</td><td>性別</td><td>健康状態</td><td>職業</td><td>里親制度に関する理解</td></tr>
<tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>4</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>5</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">その他</td><td colspan="2">ペットの状況</td></tr>
<tr><td colspan="5">結婚：　年目</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="7">ジェノグラム等</td></tr>
</table>

第1号様式　　里親申請者一覧表

研修の状況								
基礎研修		認定前研修		施設実習		評価項目		
①		①		①			①	②
②		②		②				
刑罰		無　・　有		その他				
虐待歴		無　・　有						
暴力団員等該当の有無		無　・　有						

第2号様式

里親申請書

年　　月　　日

船橋市長　あて

児童福祉法第6条の4に規定する里親（　養育里親　・　養子縁組里親　・　親族里親　・　専門里親　）になることを希望するので、次のとおり申請します。

申請者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※申請者ご本人が自署してください。

〒

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

	ふりがな 氏　名 個人番号	続柄	性別	年齢	生年月日 （和暦）	職業 学年	健康状態
申請者							
申請者と同居する者の状況							

受託可能な児童	年齢	性別	人数	児童受託の期間※1年以内の期間を定めて養育を希望する場合はその旨

住居	敷地の面積	建物の構造	建物の面積	居室数	持家又は借家の別

里親になることを希望する理由	
従前に里親であった者については、その里親の種類及びその里親登録されていた自治体名	

【養育里親・養子縁組里親】

里親研修	基礎研修	年　月　日 修了
	認定前研修	年　月　日 修了
	施設実習	年　月　日 修了 ・ 見込み

【親族里親】

	氏名	性別	生年月日	続柄
受託予定児童				

【専門里親】

児童福祉法施行規則第1条の37第1項に掲げるいずれかの要件に該当する事実	有　・　無
受託児童の養育に専念できる	はい　・　いいえ

専門里親研修	年　月　日　修了 ・ 見込み
養育里親名簿登録日	年　月　日

添付書類　※専門里親として申請される場合でも、再度ご提出ください。

※全員提出	※対象者のみ提出
①申請者及び申請者と同居する者の生活歴	①委任状 ※申請者と同居する18歳以上の者
②里親希望者の居住する家屋の平面図 (「申請者及び申請者と同居する者の生活歴」に自筆でも可)	②専門里親の研修を修了したことがわかる書類 ※専門里親申請者
③戸籍謄本 (申請者及び申請者と同居する者の戸籍等が確認できるもの)	③児童福祉法施行規則第1条の37第1項の要件に該当することを証する書類 ※専門里親申請者
④住民票 (申請者及び申請者と同居する者の住所が確認できるもの)	
⑤写真 ※申請者と同居人が写っており、全員のお顔が鮮明に判別できる写真(撮影後1年以内)	
⑥誓約書 ※申請者及び申請者と同居する14歳以上の者	
⑦個人番号を確認する書類 (別添参照)	

児童相談所担当者記入欄　※担当職員以外は記入不可※		
担当者職・氏名		
確認年月日	年　月　日	
	区　分	チェック
1	個人番号カード	
2	通知カード又は(個人番号が記載されている)住民票の写し等＋身元確認書類	

第３号様式

里親再認定等に関する届

年　　月　　日

船橋市長　あて

年　　月　　日付けで里親認定登録通知のあった里親について、次のとおり届け出ます。

登録番号　No.

ふりがな
申請者氏名①

ふりがな
申請者氏名②

※申請者ご本人が自署してください。

〒

住所

電話番号

種別	養育里親	□更新 □辞退	養子縁組里親	□更新 □辞退	専門里親	□更新 □辞退
更新	※別欄【里親登録更新】を記入し、必要書類を添付の上、提出してください。					
里親辞退	辞退年月日	年　　月　　日				
	辞退の理由					
	※登録カードを同封してください。					

【里親登録更新】

	ふりがな 氏　名 個人番号	続柄	性別	年齢	生年月日 （和暦）	健康状態
申請者①						
申請者②						
申請者と同居する者の状況						

里親種別	養育里親	養子縁組里親	専門里親
登録 （更新） 年月日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
有効期限	年　月　日	年　月　日	年　月　日
備考			

添付書類（里親登録更新者）

※全員提出	※対象者のみ提出
①誓約書 ※申請者及び申請者と同居する18歳以上の者	①個人番号を確認する書類 （別添参照）
②写真 ※申請者と同居人が写っており、全員のお顔が鮮明に判別できる写真（撮影後1年以内）	②委任状 ※申請者と同居する18歳以上の者

児童相談所担当者記入欄　※担当職員以外は記入不可※		
担当者職・氏名		
確認年月日	年　月　日	
	区　分	チェック
1	個人番号カード	
2	通知カード又は（個人番号が記載されている）住民票の写し等＋身元確認書類	

第４号様式

里親登録事項変更届

年　　月　　日

船橋市長　あて

里親の登録等事項に変更が生じましたので、次のとおり届け出ます。

登録番号　No.＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ふりがな
申請者氏名①＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ふりがな
申請者氏名②＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※申請者ご本人が自署してください。

〒

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

登録事項の変更	変更年月日	年　　月　　日
	変更の事由 ※該当項目にチェックをつけてください。 （複数選択可）	□　家族構成（死亡、独立、離婚等） □　主たる生計維持者の職業 □　住所又は本籍地 □　その他、児童の養育を委託するにあたり支障を及ぼすおそれがある状況となったとき
	変更後の情報	
		※戸籍謄本、住民票等、変更後の情報を確認できる書類を添付してください。

第５号様式

里親認定登録通知書

第　　号

年　　月　　日

様

船橋市長　松　戸　　徹　　印

年　　月　　日付けの里親の申請については、審査の結果適当と認定し、次のとおり里親名簿に登録しましたので通知します。

１　登録年月日　　年　月　日

２　登録番号　　第　　号

３　里親の種類

第６号様式

里親申請却下通知書

第　　号
年　月　日

様

船橋市長　松　戸　　徹　　印

年　　月　　日付けであった里親の申請については、審査の結果、次の理由により却下します。

理由

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。

第７号様式

里親再認定登録更新通知書

第　　号
年　　月　　日

様

船橋市長　松　戸　　徹　　印

　　年　　月　　日付けの里親登録の更新の申請については、審査の結果適当と認定し、次のとおり登録を更新しましたので通知します。

１　登録年月日　　年　　月　　日

２　登 録 番 号　　第　　号

３　里親の種類

第８号様式

里親再認定登録更新申請却下通知書

第　　号

年　　月　　日

様

船橋市長　松　戸　　徹　　印

　　年　　月　　日付けであった里親登録の更新の申請については、審査の結果、次の理由により却下します。

理由

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。

第９号様式

里親委託児童経過報告書（乳幼児用）

記 入 者 名：
記入年月日：

児童氏名	（男・女）	所属	
生年月日	年　月　日生	委託年月日	年　月　日
身体状況	身 体 測 定 ：身長　cm　体重　kg 疾　　病 ：病名 健 康 状 態 ：		
基本的生活習慣	起床時間：　就寝時間：　午睡： 生活習慣の自立（排泄、着脱衣、清潔面、食事、睡眠等介助の必要性について） 生活上気になること		
情緒・行動	所属（保育園等）での様子 家庭での様子 関わりの中で心がけていること		
児童相談所への要望等	連絡事項： 要望等： その他：		

第９号の２様式

里親委託児童経過報告書（学齢児用）

記 入 者 名：
記入年月日：

児童氏名	（男・女）	所属（学年）	
生年月日	年　月　日生	委託年月日	年　月　日
身体状況	身 体 測 定 ：身長　cm　体重　kg 疾　　病 ：病名 健 康 状 態 ：		
基本的生活習慣	生活習慣の自立（食事・睡眠・身だしなみ・清潔面等介助の必要性について） 生活上気になること		
情緒・行動・学習	所属（学校等）での様子（学習意欲、交友関係等）： 家庭での様子： 関わりの中で心がけていること：		
児童相談所への要望等	連絡事項： 要望等： その他：		

第１０号様式

事故等発生報告書

年　　月　　日

船橋市長　あて

（報告者）
住所

氏名

<table>
<tr><td>登録番号</td><td></td><td>（ふりがな）
里親氏名</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">児童情報
※事故等が生じた場合は該当児童のみ記入してください。</td><td>氏名</td><td>生年月日</td><td>性別</td></tr>
<tr><td></td><td>年　　月　　日</td><td>男・女</td></tr>
<tr><td></td><td>年　　月　　日</td><td>男・女</td></tr>
<tr><td></td><td>年　　月　　日</td><td>男・女</td></tr>
<tr><td></td><td>年　　月　　日</td><td>男・女</td></tr>
<tr><td>報告内容</td><td colspan="3">（いつ・どこで・だれが・どのように・その後の対応　等）</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>